

広島県自然海浜保全条例

改正後	改正前
<p data-bbox="465 308 804 336">○広島県自然海浜保全条例</p> <p data-bbox="181 403 510 432">(自然海浜保全地区の指定)</p> <p data-bbox="181 453 1106 627">第五条 知事は、瀬戸内海（瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第二条第一項に規定する瀬戸内海であつて県の区域に属するものをいう。）の海浜地及びこれに面する海面のうち次の各号に該当する区域を自然海浜保全地区として指定することができる。</p> <p data-bbox="181 647 1106 724">2 次に掲げる区域については、自然海浜保全地区として指定しないものとする。</p> <p data-bbox="219 745 1106 821">一 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項に規定する特別保護地区の区域</p> <p data-bbox="192 888 277 917">以下略</p>	<p data-bbox="1438 308 1776 336">○広島県自然海浜保全条例</p> <p data-bbox="1155 403 1485 432">(自然海浜保全地区の指定)</p> <p data-bbox="1155 453 2080 627">第五条 知事は、瀬戸内海（瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第二条第一項に規定する瀬戸内海であつて県の区域に属するものをいう。）の海浜地及びこれに面する海面のうち次の各号に該当する区域を自然海浜保全地区として指定することができる。</p> <p data-bbox="1155 647 2080 724">2 次に掲げる区域については、自然海浜保全地区として指定しないものとする。</p> <p data-bbox="1193 745 2080 821">一 <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項に規定する特別保護地区の区域</p> <p data-bbox="1164 888 1249 917">以下略</p>